

## 第 2 8 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時 5 6 分  
 閉会の日時 令和 6 年 5 月 8 日 午前 1 0 時 4 1 分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

### 委員

| 議席 | 氏 名     | 出席 | 欠席 | 備 考 |
|----|---------|----|----|-----|
| 1  | 眞 下 繁 美 | ○  |    |     |
| 2  | 高 橋 昭 彦 | ○  |    |     |
| 3  | 都 丸 正 隆 | ○  |    |     |
| 4  | 齊 藤 由 香 | ○  |    |     |
| 5  | 鳥 山 孝 子 | ○  |    |     |
| 6  | 廣 瀬 淳   | ○  |    |     |
| 7  | 岸 正 二   | ○  |    |     |
| 8  | 田 中 修 之 | ○  |    |     |
| 9  | 石 田 恵 治 | ○  |    |     |
| 10 | 青 木 明 雄 | ○  |    |     |
| 11 | 内 山 繁 司 | ○  |    |     |
| 12 | 奈 良 嘉 祐 | ○  |    |     |
| 13 | 齊 藤 美 保 | ○  |    |     |
| 14 | 角 田 壽 一 | ○  |    |     |
| 15 | 飯 塚 敬 子 | ○  |    |     |
| 16 | 野 村 隆   | ○  |    |     |
| 17 | 青 木 洋 一 | ○  |    |     |
| 18 | 石 田 玉 枝 | ○  |    |     |
| 19 | 山 本 彰一郎 | ○  |    |     |

### 渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

|  |         |   |   |                 |
|--|---------|---|---|-----------------|
|  | 齋 藤 光 男 | ○ |   | 農地利用最適化推進委員委員長  |
|  | 岩 崎 雅 信 |   | ○ | 農地利用最適化推進委員副委員長 |
|  | 阿 部 正 雄 | ○ |   | 農地利用最適化推進委員班長   |
|  | 諸 田 好 真 | ○ |   | 農地利用最適化推進委員班長   |

|         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 議事録署名委員 | 議席 1 6 番 | 野村 隆 委員  |
|         | 議席 1 8 番 | 石田 玉枝 委員 |

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

|          |      |          |       |
|----------|------|----------|-------|
| 委員以外の出席者 | 事務局長 | 福田 順夫    |       |
|          | 統括主幹 | (農地調整係長) | 中野 智也 |
|          | 統括主幹 | (農業振興係長) | 池田 恵美 |
|          | 主 任  | 大澤 由香里   |       |
|          | 主 任  | 奥山 早紀    |       |

開 会 <午前9時56分>

事務局長

おはようございます。

開会前に訂正が1件、取り下げが1件、ございましたのでお願いします。

議案書の10ページ、議案第4号申請番号5の12番、申請事由一般集宅地として利用したい（追認）の、追認の字句の削除をお願いします。最下段申請番号5の13番が取り下げがございました。よろしくお願いします。

それでは、第28回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第28回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は、19人中19人で会議は成立しました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議席番号16番野村隆委員、議席番号18番石田玉枝委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、野村隆委員と石田玉枝委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第5条の規定による許可決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第1号を、ご説明いたします。

報告書の1ページを、お願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について次のとおり許可指令書を交付しましたので、ご報告いたします。

許可番号5の1、5の8の2件で、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ、令和6年4月16日に意見聴取をしたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号を、ご説明いたします。

報告書の3ページから4ページとなります。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のおり、受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸

人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号を、ご説明いたします。  
報告書の5ページを、お願いします。  
農地使用貸借合意解約通知について次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。  
届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。以上で、報告第3号の説明を終わります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
続きまして、「議事日程第6 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | はい、議長。事務局長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長  | はい、事務局長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局  | <p>ただいまご上程いただきました報告第4号を、ご説明いたします。</p> <p>報告書の7ページから14ページをお願いします。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>届出は記載の12件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は、所有権であります。</p> <p>以上で、報告第4号の説明を終わります。</p>                                                                                                                                                     |
| 議 長  | <p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>質疑等がございましたらお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長  | <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。</p> <p>それでは、渋川、伊香保地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木明雄第1班長をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10 番 | <p>着座にて説明させていただきます。</p> <p>令和6年4月30日に実施しました、第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と、私、青木。事務局は、中野係長、大澤主任、吉田主事の計7名で実施しました。</p> <p>渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が11件、合計13件でありました。</p> <p>それでは、議案書に沿って報告いたします。</p> <p>なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。</p> <p>はじめに4条申請であります。</p> <p>ページをご覧ください。</p> <p>申請番号4の1番の現地は、東は宅地、西は宅地と畑、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。</p> |

次に5条の計画変更申請であります。

ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地、東は道路、西は雑種地、南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は宅地、西と南は畑、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は山林、西は一体利用する宅地、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東と西と南は宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われす。

申請番号5の5番の現地は、東と西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の7番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は田となっています。申請地は問題ないと思われす。

申請番号5の10番の現地は、東と南と北は畑、西は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われす。

以上で第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤由香第1班長お願いします。

4 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年4月30日に実施しました、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、内山委員、奈良委員、青木洋一委員、石田玉枝委員と私、斉藤、事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が1件、合計3件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は道路、西は水路、南は宅地、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は田と水路、西は山林、南は田、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

10ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東と西と北は畑、南は宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から7番の7件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申

請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから2ページ関連です。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から7番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から2番は、農業経営効率化のための申請となります。

申請番号3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番から7番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります、農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から7番の7件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から7番の7件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から7番の7件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページから4ページ関連です。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号4の2番は、J R の駅から約300メートル以内のところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地の一部が農用地区域内にありますが、農地改良に伴う一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

14 番

はい。14番角田です。

議 長

はい。14番。

14 番

4の3番についておたずねします。4,000平方メートルということですが、場所的に傾斜地だと認識しております。ですから農地改良が仕上がった時に、その周辺に住宅じゃないですか。土砂等の流出をどうしたものか気になったものですから。そのへんは対策がなされていたかね、それだけ聞きたいです。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | はい。農地調整係長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長  | はい。農地調整係長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局  | 今回、農地改良につきまして斜面部分につきましては土砂が流出しないように対策として、南側の法面保護のためにゆずの木を植えるという栽培を予定していると伺っております。以上です。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長  | よろしいですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 14 番 | まあそれに対応できれば良いと思います。ありがとうございました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長  | ほかにありますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|      | (「なし」の声あり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長  | <p>質疑なしと認め質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から3番の3件のうち、3、000平方メートルを超える案件の申請番号4の3番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、申請番号4の1番から2番の2件については許可することでご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>                                                                                                                                         |
| 議 長  | <p>異議なしと認め、申請番号4の1番から3番の3件のうち、申請番号4の3番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。異議なしと認め、申請番号3の1番から8番の8件については、議案のとおり許可することに決しました。</p> <p>続きまして、「議事日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。</p> <p>申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局  | はい、議長。農地調整係長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は、令和5年9月19日付け指令により植栽用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、植栽用地の一部に土砂を搬入し造成するにあたり、隣接住宅との境界に土砂流入防止用土留めブロックを設置するため、計画変更申請するものです。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

私から、今、現地調査行った方に質問したいと思うんですが、植栽用地の一部に土砂流入防止用土留めブロックについて、どの程度のブロックを設置するのかということです。そのへんのところはまだ現状では、完全には分からないと思うんですが、傾斜地ということもありますので追跡調査をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい。農地調整係長。

事務局

隣接との境界部分につきましては、土留めブロック、どのようなものを設置するか議長からご指摘がございましたので、追跡調査のうえきちっとしたものが設置されることを確認今後していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

補足なんですが、申請書内で幅1メートル80センチ高さ1メートルのブロックが設置される図面が提出されております。以上です。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>コンクリートブロックの180センチというのはおそらく生コンで使っているコンクリートの大きいやつだと思うんですけども、それを持ってきて並べるというかたちだと思うんです。いずれにしても下の家に被害が出ないようにしないといけない。面積広いですから、そのあたりの懸念がありますので追跡調査をお願いしたわけです。質問終わります。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>ほかにありますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | <p>異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、「議事日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。</p> <p>申請番号5の1番から12番の12件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>はい、議長。農地調整係長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議 長 | <p>はい、農地調整係長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページから10ページ関連です。</p> <p>議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。</p> <p>申請番号5の1番から12番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請番号5の1番から3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> |

申請番号5の4番から7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の8番から9番は、農地区分は議案書に記載のとおりと思われませんが、周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続しており、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の12番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から12番の12件について審議します。質疑のある方はお願いします。

2 番 はい、議長。2番高橋。

議 長 はい。2番高橋委員。

2 番 5の9番について現地調査に行ったとき、一部にアスファルト舗装がしてありました。その点についてどういうふうになりましたか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 代理人から理由書を提出していただいています。理由書には、本物件については、以前年月日が不詳なんです、第三者に貸与していた時、貸借人が施工したものと思われるという理由書を出していただいております。一部上記のような利用していたということは重大な過失

であると存じております寛大な処置をお願いします。という内容で令和6年4月15日付けで提出していただいております。以上です。

議 長            よろしいですか。その他に何かございますか。

6   番            はい、議長。6番廣瀬。

議 長            はい、6番廣瀬委員。

6   番            はい。すみません。5の8番と5の9番に関するところですけども、成年後見人がついて売買というかたちになっているとおもうんですけども、実際の判断はこの成年後見人が行っているかと思います。被後見人である方に、特に不利益じゃないというような事情が明らかになってになっているんですか。

議 長            5の8番と9番の関連ですね。

6   番            はい。いずれも売買、賃貸じゃなく売買なんで被後見人は所有権を失うことになっていきますが、おそらくそれが被後見人にとって特に不利益ではないのだと理由があったので売買になったと思うんですけどもそのへん事情については何かわかるんですか。

事務局           はい。農地調整係。

議 長            はい。農地調整係。

事務局           ただいまの質問なんですけど、申請書内の転用の事由につきまして、譲渡人において、この本土地を長年耕作しておらず、健康面生活環境面の観点からも本物件を手放す必要性と時間的な緊急性があり譲渡人譲受人両者の意見、環境境遇が一致し本物件を売買したいということで申請をしているということです。

6   番            なるほど。被後見人でこの、たぶん通常の判断能力がない人たちだと思しますのでだからこそ成年後見人ついているかと思うんですね。  
                  実際には耕作をしておらず利用をしていなかったと、後見人の判断としても、もうこれを売却することがむしろ被後見人のためになると判断して今回申請になったということですかね。

事務局           はい。そうです。

- 6 番 わかりました。後見人がついてれば大丈夫かと思うんですけど、一応判断能力がほぼない人になるかと思うのでどういう事情かなと思ってお聞きしました。
- 議 長 今後、多く出てくる時代だと思いますので、受付の際にはしっかりと確認していただくよう事務局にお願いします。
- 14 番 はい、議長。14番角田。
- 議 長 はい、14番角田委員。
- 14 番 6番委員さんの言うとおりでと思うんですけども、時代背景として今後そういう関係の議案ていうのは増える可能性はあるかとおもうんですね。そういう背景の中で、農業委員会の総会で、理由とか深く掘り下げていいものかどうか、このへんはどうですか6番委員さん。
- 6 番 おそらくですね、今、農業委員会に許可申請している以外にも裁判所に報告しないといけない。この売買によって、被後見人の財産を失ってしまい不利益になっては困るという事由がある。
- だから通常、農業委員会では農地法に基づいて許否の判断をすると思うんですけども、これとは別に裁判所にこの土地を売却することになったらよろしいですかとお伺いというか許可を求めているとは思うんですね。なので問題ないとは思うんですけども、ただ、どういう事情で売却に至ったのかという概要だけでも少しわかっているとこちらも安心して許可が出せるかと思ったので今お聞きした次第です。裁判所の判断がこの後必ずあるかと思うので大丈夫かと思っています。
- 議 長 流れ的には、公証人役場から出されているかと思うんですけども、6番委員からの説明のところで、裁判所へ報告するというのは公証人役場の方から提出するわけなんですか。
- 6 番 私も公証人役場かどうかはわからないんですけども、ただこういう形で被後見人の財産を処分しました、ということは絶対に報告しなければならないんですね。裁判所はそれを見て、それが被後見人の不利益になると判断すると取り消したりすることはできるんですけども、少なくともこうやって申請をだして許可を得たということは裁判所の報告事項になっています。
- 私も裁判所の許可が先なのか、農業委員会の許可が先なのか、その関係はよくわからないんですが今後調べておきたいと思います。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>質問のあった5の8番と9番について審議していただいたわけですけど、その他に質疑等はございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第4号、申請番号5の1番から12番の12件については、許可することでご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長 | <p>異議なしと認め、申請番号5の1番から12番の12件については、議案のとおり許可することに決しました。</p> <p>続きまして、「議事日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局 | <p>ただいまご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決を、お願いするものでございます。</p> <p>11ページから18ページであります。</p> <p>内容について、ご説明いたします。</p> <p>この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農業委員会の決定を経て、定めることとなります。</p> <p>今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、子持、赤城、北橘地区における 農用地利用集積計画であります。</p> <p>なお、この計画概要の公告は、令和6年6月1日を予定しております。計画概要につきましては、11ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人（所有者）が83人、受人（借受人）が28人、筆数が150筆、面積は170,355.67平方メートルです。</p> <p>この個別の内訳は、12ページから18ページの令和6年6月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。</p> <p>また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。</p> |

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表番号109番から114番の6件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、番号109番から114番の6件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。  
お諮りします。番号109番から114番の6件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号109番から114番の6件については、承認することに決しました。  
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、131番から148番の18件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、番号131番から148番の18件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。  
お諮りします。番号131番から148番の18件については、議案のとおり

り認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号131番から148番の18件については、承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、番号109番から114番及び131番から148番の24件を除く、番号1番から150番の126件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。  
お諮りします。番号109番から114番及び131番から148番の24件を除く、番号1番から150番の126件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号109番から114番及び131番から148番の24件を除く、番号1番から150番の126件については、承認することに決しました。

以上をもちまして、第28回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時41分>